

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間、58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで  
③ 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の保険料は、家に定期的に来る A 信用組合職員に、夫が 2 人分まとめて渡していた。私だけが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間と免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付していたというその夫も、免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 2 月に連番で払い出され、36 年 4 月から 45 年 12 月までの保険料を第 2 回特例納付により夫婦共に一括納付し、その後 55 年 7 月に、46 年 4 月から 51 年 3 月までの間の免除期間を夫婦共に追納していることが、B 市の保管する記録により確認できることから、その納付意識は高いと認められる。

また、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の保険料は、申立期間を除き、おおむね夫婦同一日に納付していることが確認できることから、申立期間について、申立人の保険料のみが納付されていないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年3月22日に、資格喪失日に係る記録を同年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、51年3月は3万6,000円、同年4月、同年5月及び同年8月は11万円、同年9月は11万8,000円、同年10月及び同年11月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月22日から同年6月1日まで  
② 昭和51年8月31日から同年12月21日まで

昭和51年3月から同年12月までの期間、A社で営業職として継続して勤務しており、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていた。給与支払明細表も保管している。それにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年5月26日から同年12月11日までの期間については、雇用保険の加入期間があることから判断して、申立人はA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち、雇用保険の加入期間以外の昭和51年3月22日から同年5月25日までの期間及び同年12月12日から同月20日までの期間については、申立人が所持する手帳の同年3月22日の日付の欄に、A社に入社した旨の記載があること、及び上記手帳を含む2冊の手帳の記載から、申立期間、同社において勤務していたことが認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和51年4月、同年5月及び同年8月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人は、その保

管する各月の給与支払明細表から保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、昭和 51 年 3 月分の給与支払明細表は保管されていないが、申立人の給与支払明細表を見ると、A 社では給与の支払は月末であったことが確認できる上、申立人と同様に月の下旬から厚生年金保険の加入記録がある元同僚は「私は月の下旬に面接を受けた後、直ちに採用され、同時に厚生年金に加入した。他の社員も同様だった。」と証言していること、及び同社の元経理事務担当者が「厚生年金保険料は当月控除だった。」と証言していることから、申立人は入社した同年 3 月において、勤務日数に応じて支払われた給与の中から、その額に見合った厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 51 年 6 月及び同年 7 月の社会保険事務所の記録及び給与支払明細表の保険料控除額から、昭和 51 年 3 月は 3 万 6,000 円、同年 4 月、同年 5 月及び同年 8 月は 11 万円、同年 9 月は 11 万 8,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和43年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、45年7月1日に資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（43年4月1日）及び取得日（45年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和43年4月から同年6月までは4万2,000円、43年7月から44年6月までは5万2,000円、44年7月から45年6月までは4万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月1日から45年7月1日まで  
私は、昭和38年4月1日にA社に入社した。申立期間は、同社のB支店（現在は、C支店）に勤務していた。平成5年には勤続30年表彰を受けた。継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社が保管している人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和38年4月1日入社し、平成6年10月10日に資格喪失するまでの期間、継続して勤務していたことが確認できる。

また、健康保険組合の加入記録からも、人事記録と同様に、入社時から継続して被保険者であったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管する被保険者原票の整理番号は、昭和43年4月1日喪失の記録があるにもかかわらず、45年7月1日の再取得以降も「資格取得日、昭和38年4月1日」と記載され、引き続き同じ整理番号を使用していることから、当該記載内容について社会保険事務局に確認したところ、「明らかに不適切な管理と思われる。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立期間に係る厚生年金保険被

保険者資格の喪失（昭和 43 年 4 月 1 日）及び取得（45 年 7 月 1 日）の届出を社会保険事務所へ行ったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 38 年 4 月 1 日に同学歴で入社した同期の被保険者標準報酬月額変更届及び算定基礎届の記録により、昭和 43 年 4 月から同年 6 月までは 4 万 2,000 円、43 年 7 月から 44 年 6 月までは 5 万 2,000 円、44 年 7 月から 45 年 6 月までは 4 万 2,000 円とすることが妥当である。

## 山梨国民年金 事案 221

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月

妻が、昭和 58 年 2 月から 59 年 6 月までの国民年金追納勸奨状を持って区役所へ行き、追納する手続きを行い、全ての期間の保険料を分割で納付した。申立期間だけが納付済みとされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 2 月から 59 年 6 月までのすべての期間の保険料を分割で納付したと主張するが、申立人が区役所で追納の手続きを行ったのは平成 5 年 3 月 8 日であることが確認でき、国民年金法では、10 年前までの免除期間について国民年金保険料を追加して納付することができることから、その時点で、申立期間については既に 10 年を過ぎていたため納付の対象とならなかったものと推認される。

また、申立人は、昭和 58 年 3 月から 59 年 6 月までの 16 か月分の国民年金保険料の領収証書を保管していながら、同様の方法で納付したと主張する申立期間の領収証書についてのみ紛失したと考えるのは不自然であり、他の方法で納付が行われた形跡もうかがえない。

さらに、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、メモ、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 59 年 6 月まで

私は、国民年金追納勧奨状に記載された金額より 1,170 円多い 21 万 7,740 円を昭和 60 年に納付した記憶があり、メモも残っている。申立期間について納付済みとされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年に 21 万 7,740 円を納付した記憶があり、メモも残っていると主張するが、国民年金追納勧奨状が作成されたのは平成 2 年 1 月であり、その時点まで国民年金保険料の追納は無かったものと推認される。

また、平成 2 年 1 月に作成された国民年金追納勧奨状にメモ書きされた金額は、申立人の昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料の納付実績を書きとったものと思われるが、メモには「ミノウ分」と明記されており、その総額が追納勧奨状の合計額と近似していたことから、申立人は、過年度及び現年度の国民年金保険料として納付した金額を、追納した金額と誤解したものと思料される。

さらに、申立人は、平成 5 年 3 月 8 日に夫の国民年金保険料について追納の手續をしながら、自身の追納に関しては手續をした記憶が無く、事実その記録も残されていないことから、既に納付済みと思い込んでいた可能性も否定できない。

加えて、申立期間について、別の方法で納付が行われた形跡も無く、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 51 年 3 月まで

私が 20 歳になった時、父親が国民年金の加入手続をしてくれた。当時は実家に住んでおり、父親が A 納税組合を通じて家族全員分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間について未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時、父親が国民年金の加入手続をし、納税組合を通じて家族全員分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が 25 歳になった昭和 51 年\*月\*日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、49 年 6 月以前の期間については時効により納付が不可能であり、それ以降の期間についても過年度納付となるため、納税組合で納付することはできない。

また、当時同居していた姉も 26 歳になった昭和 50 年\*月\*日に国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人と同様に 20 歳から国民年金手帳記号番号払出年度までは未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、ほかに国民年金保険料を過年度納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで

会社に入社した当時は 9 万円くらいの給料であったのに、3 万 9,000 円の標準報酬月額で届出が行われている。会社に入社した月から 5 年間の標準報酬月額が実際の給料より低い記録になっていることは納得がいかない。ので、当時の給料と同じ金額の標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立期間の一部に係る給与明細書（4 か月分）には、支給年月日はないものの、申立人が入社当時のものであると主張していること、及び市民税の特別徴収が行われていないことから、入社 1 年目（昭和 47 年 8 月から 48 年 5 月までの期間）のものと推認できる。

また、当該給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録する標準報酬月額は一致しているため、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の所持する給与明細書上の給与総支給額と事業主から社会保険庁に届出された標準報酬月額が相違していることは確認できるが、A 社はすでに閉鎖されている上、事業主の連絡先も不明であり、当該事業所の破産管財人は「当時の資料は廃棄されており、現存しない。」としているため、標準報酬月額が相違した理由は不明である。

仮に、「報酬月額に基づく標準報酬月額」が、「実際に控除された保険料に基づく標準報酬月額」を上回ったとしても、厚生年金法第 75 条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、本件につい

ては標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

一方、申立期間のうち、給与明細書の無い期間（昭和 48 年 6 月から 52 年 7 月までの期間と推認される）については、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない上、事業主及び関係者から供述を得ることもできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から22年11月1日まで

私は、高等小学校を卒業して姉が勤めていたA郵便局へ入局した。局では、召集令状を届けるために夜を徹して配達したことを憶えている。退職手当金も受け取っておらず、勤務した期間は年金として受け取れるはずであるので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A郵便局での勤務内容や勤務していた職員に関する記憶等が鮮明であることから判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、当時、A郵便局は厚生年金保険適用事業所となっていない。

また、当時の郵便局職員の厚生年金保険の取扱いについて、B中央郵便局では、正規の職員であった場合は共済組合員となり、厚生年金保険の加入対象者とはならないとしているところ、A郵便局には申立人の人事記録が保管されておらず、申立人の身分を確認できない上、申立人自身も給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかの記憶が曖昧であり、後輩に当たる元局員が、当時は保険料を控除されていなかったと証言している。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。